

徳島県汚染土壌処理業に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)に基づき汚染土壌の処理を業として行おうとする者に対し、法に定めるもののほか、汚染土壌処理施設の設置等に関し必要な指導を行うことにより、周辺の地域の生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 汚染土壌

法第16条第1項に規定する汚染土壌をいう。

(2) 汚染土壌処理施設

法第22条第1項に規定する汚染土壌の処理の事業の用に供する施設をいう。

(3) 事業計画者

法第22条第1項又は第23条第1項(汚染土壌処理施設の所在地又はその周辺地域の生活環境に及ぼす影響を増大させるおそれのあるものに限る。)の許可を受けようとする者をいう。

(4) 事業者

法第22条第1項の許可を受けた者をいう。

(5) 生活環境影響調査

汚染土壌処理施設の設置等に伴って生ずる生活環境に及ぼす影響を検討する観点から、当該施設周辺の生活環境の現況を把握し、当該施設の設置等に伴う影響を予測し、その結果から適切な生活環境保全対策等を検討するものをいう。

(6) 関係市町村

汚染土壌処理施設の設置等により生活環境の保全上影響が及ぶ可能性のある地域を管轄する市町村をいう。

(生活環境影響調査)

第3条 事業計画者は、汚染土壌処理業に係る許可を受けようとするときは、別表第1に掲げる項目についての生活環境影響調査を実施し、その結果を記載した書類(以下「生活環境影響調査書」という。)を作成しなければならない。

ただし、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第12条第1項若しくは徳島県環境影響評価条例(平成12年徳島県条例第26号)第13条の規定による環境影響評価又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第3項の規定による周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査が、別表第1に掲げる項目を満たしている場合は、当該生活環境影響調査に利用できる。

(事前の協議)

第4条 事業計画者は、汚染土壌処理施設の設置等を計画しようとする場合には、汚染土壌処理施設の設置等に係る事前協議書(様式第1号。以下「事前協議書」という。)を知事に提出し、協議しなければならない。

2 前項において、協議内容に変更(軽微な変更を除く。)があった場合は、新たに事前

協議書を提出し、再協議しなければならない。

3 第1項の事前協議書には、**別表第2**に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

(関係市町村長に対する照会)

第5条 知事は、事業計画者から事前協議書が提出された場合は、関係市町村長に対して当該事前協議書を通知し、当該汚染土壌処理施設の設置等の計画と関係市町村が定めた土地利用計画との関係及び関係法令による規制等との関係等について意見を求めるものとする。**(様式第2号)**

2 関係市町村長は、前項の規定による照会を受理した日から3週間以内に、当該汚染土壌処理施設の設置等の計画と関係市町村が定めた土地利用計画との関係及び関係法令による規制等との関係等について意見書を、知事に提出するものとする。

(説明会の開催等)

第6条 事業計画者は、知事に事前協議書を提出し協議するとともに、周辺住民等に対して、当該汚染土壌処理施設の設置等の計画及び生活環境影響調査についての説明会を開催し、理解を得るよう努めるものとする。

2 事業計画者は、周辺住民等の範囲を決めるに当たっては、**別表第3**に定めた範囲を基本にし、関係市町村長の意見を聴き、反映させなければならない。

3 事業計画者は説明会を行おうとするときは、説明会実施計画書**(様式第3号)**を知事及び関係市町村長に提出しなければならない。

4 周辺住民等は、第1項の説明会が実施された日の翌日から起算して3週間を経過する日までに、汚染土壌処理施設の設置等の計画に対する生活環境の保全上の見地からの意見書を事業計画者に提出することができる。

5 事業計画者は、第1項の説明会において周辺住民等から出された意見を取りまとめるとともに、前項の意見書が提出された場合にあっては、その意見書の写しを添えて説明会実施報告書**(様式第4号)**。以下「報告書」という。)を知事及び関係市町村長に提出するものとする。

6 事業計画者、関係市町村長及び知事は、周辺住民等から生活環境影響調査書及び報告書の閲覧の申出があれば、これに応ずるものとする。

7 関係市町村長は、第5項の規定による報告書を受理した日から3週間以内に、生活環境の保全上の見地からの意見書を、知事に提出するものとする。

(事業計画等に対する意見等)

第7条 知事は、第5条第2項及び前条第7項の意見書並びに前条第5項の報告書の記載内容等を総合的に勘案し、事業計画者に対して、次の通知を行うものとする。

(1) 事業計画等についての意見が有る場合は、意見書

(2) 事前の協議が終了したと判断された場合は、終了通知

(意見書に対する報告等)

第8条 事業計画者は、前条第1号の規定による意見書を受けた場合は、その意見を事業計画に反映させるものとする。

2 知事は、前項の事業計画者の措置を確認するため、事業計画者に対して報告書の提出を求め、事業計画者は、指定様式**(様式第5号)**により報告するものとする。

(事業計画変更の勧告等)

第9条 知事は、第7条第1号における知事の意見が事業計画に反映されていない場合は、

事業計画者に事業計画の変更の勧告を行うものとする。

- 2 事業計画者は、前項の勧告を受けた場合は、速やかに必要な措置を行うとともに、その結果を指定様式（様式第6号）により、知事に報告するものとする。

（事前協議の失効）

第10条 事業計画者に正当な理由が無く、第7条第2号の規定による終了通知を受け取った日から1年を経過する日までに、当該通知に係る事業についての許可申請に至らなかった場合は、当該事前協議はなかったものとみなす。

- 2 事業計画者に正当な理由が無く、前条第1項の規定による変更の勧告を受け取った日から1年を経過する日までに、必要な措置を行わなかった場合は、当該事前協議はなかったものとみなす。

（事前協議書の取下げ）

第11条 事業計画者は事前協議書を取り下げようとする場合には、事前協議の取下書（様式第7号）により知事へ届け出るものとする。

（許可の申請）

第12条 事業計画者は、あらかじめ第3条から第9条までの手続きを終了した後でなければ、汚染土壌処理施設の設置等に係る工事及び法第22条第1項又は第23条第1項の規定による許可申請をしてはならないものとする。

（更新の手続）

第13条 事業者が許可期間の満了後において引き続き、汚染土壌処理業を営もうとするときは、許可の期間の満了する日の60日前までに許可の更新の手続を行うものとする。

（測定結果の報告）

第14条 事業者は、汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）第5条第18号ロ、第19号ロ、第20号又は第21号ロの規定により測定した結果を、測定した翌月の10日までに知事に報告するものとする。（様式第8号）

（事故等の措置）

第15条 事業者は、汚染土壌処理施設の破損その他の事故が発生したときは、直ちに応急措置を講じるとともに、法第22条第9項に該当する場合は、指定された様式（様式第9号）で知事に報告するものとする。

（適用除外）

第16条 この要綱は、徳島市の区域内において施設を新たに設置し、又は変更する場合には適用しない。

（雑則）

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月7日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の規定に基づいて提出された書類は、改正後の要綱の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。